

共済団体向けの総合的な監督指針(新旧対照表)(案)

改正後	現行
<p>II. 共済団体の監督に当たっての評価項目</p> <p>II-4 業務の適切性</p> <p>II-4-5 利用者の保護等</p> <p>II-4-5-1 <u>利用者の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務遂行組合が、その事業を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、利用者の最善の利益を勘案しつつ、利用者に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、組合が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益だけではない「利用者の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や共済・サービス提供も含め、利用者に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。また、共済代理店についても上記に準じて検証することとする。</u></p> <p><u>日常の監督事務や、不祥事件届出書等を通じて把握された法第55条第1項及び第2項において準用する保険業法第300条第1項に規定する禁止行為等に係る組合における利用者の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務の遂行上の課題については、利用者の保護を図る等の観点から、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第29条又は第33条に基づく報告を求めることを通じて、組合における自主的な業務改善状況を把握することとする。組合における健全かつ適切な運営の確保又は利用者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第33条第1項に基づく業務改善命令の発出等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第33条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。また、共済代理店についても上記に準じて必要な対応を検討</u></p>	<p>II. 共済団体の監督に当たっての評価項目</p> <p>II-4 業務の適切性</p> <p>II-4-5 利用者の保護等 (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>するものとする。</u></p> <p>Ⅱ-4-5-2 利用者に対する説明責任、適合性原則 (略)</p> <p>Ⅱ-4-5-2-1 利用者保護を図るための留意点 (略)</p> <p>Ⅱ-4-5-2-2 法第12条に規定する業務運営に関する措置等 (略)</p> <p>Ⅱ-4-11 システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-11-1・Ⅱ-4-11-2 (略)</p> <p>Ⅱ-4-11-3 監督手法・対応 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害発生時</p> <p>① コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の行政庁あて報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(別紙様式Ⅱ-3参照)にて行政庁あて報告を求めものとする。</p> <p><u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月28日関係省庁申合せ(以下「関係省庁申合せ」という。))別添様式1)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ別添様式2)による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する(「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」参照)。また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めること</u></p>	<p>Ⅱ-4-5-1 利用者に対する説明責任、適合性原則 (略)</p> <p>Ⅱ-4-5-1-1 利用者保護を図るための留意点 (略)</p> <p>Ⅱ-4-5-1-2 法第12条に規定する業務運営に関する措置等 (略)</p> <p>Ⅱ-4-11 システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-11-1・Ⅱ-4-11-2 (略)</p> <p>Ⅱ-4-11-3 監督手法・対応 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害発生時</p> <p>① コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の行政庁あて報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(別紙様式Ⅱ-3参照)にて行政庁あて報告を求めものとする。</p> <p><u>また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めこととする。ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について行うこととする。</u></p>

改正後	現行
<p><u>とする。ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求めることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>II-4-13 <u>障がい者等</u>への対応</p> <p>II-4-13-1 意義</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)により、事業者には、<u>障がい者</u>に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられており、<u>共済団体はこれを遵守する必要がある。</u></p> <p><u>また、共済団体及び共済募集人は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために取引における事務手続き等を単独で行うことが困難な者(以下「障がい者等」という。)に対しても、視覚や聴覚に障害のない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。</u></p> <p>II-4-13-2 主な着眼点</p> <p><u>(1) 障がい者への対応に当たって、厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成27年11月27日厚生労働省訓第45号)の各規定を踏まえた適切な対応を実施しているか。</u></p> <p><u>(2) 共済団体の取引に係る手続きにおいて、障がい者等の取引の利便性を向上させるよう努めているか。また、共済団体の新しい手続きの導入の場合に、必要に応じて、障がい者等に配慮した仕様を検討しているか。</u></p> <p><u>(3) 共済団体が、障がい者等に配慮した取組を推進するに当たっては、国</u></p>	<p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>II-4-13 <u>障害者</u>への対応</p> <p>II-4-13-1 意義</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)により、事業者には、<u>障害者</u>に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の<u>努力義務</u>が課せられており、<u>共済団体はこれを遵守する必要がある。</u></p> <p>II-4-13-2 主な着眼点</p> <p><u>障害者への対応に当たって、厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成27年11月27日厚生労働省訓第45号)の各規定を踏まえた適切な対応を実施しているか。</u></p> <p><u>また、対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。</u></p>

改正後	現行
<p><u>及び地方自治体などにおける障がい者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、共済団体のサービスにおいても利用するなどしているか。</u></p> <p><u>(4) 障がい者等から共済団体又は共済募集人に対し、意見（相談、苦情を含む。）があった場合、それらを踏まえた取組を行うよう努めているか。</u></p> <p><u>また、障がい者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。</u></p> <p><u>(5) 対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。</u></p> <p>Ⅲ. 共済団体の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－１－４ 災害における金融に関する措置</p> <p>Ⅲ－１－４－１ 災害地における金融上の措置</p> <p>政府は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、共済団体に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、</u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共済金の支払い及び共済掛金の払込猶予に関する措置</p> <p>共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、共済掛金の払込については、<u>被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う</u>等適宜の措置を講ずることを要請する。</p>	<p>Ⅲ. 共済団体の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－１－４ 災害における金融に関する措置</p> <p>Ⅲ－１－４－１ 災害地に対する金融上の措置</p> <p>政府は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、共済団体に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共済金の支払い及び共済掛金の払込猶予に関する措置</p> <p>共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、共済掛金の払込については、<u>契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う</u>等適宜の措置を講ずることを要請する。</p>

改正後	現行
<p>(3) <u>業務休止等</u>における対応に関する措置</p> <p>共済団体において、<u>窓口業務休止等</u>の措置を講じた場合、<u>業務休止等</u>を行う<u>事務所名等</u>を、<u>速やかにポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により、関係者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p>Ⅲ－１－４－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、共済団体に対し、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>(1) 事前避難対象地域（注1）内に事務所等を置く共済団体の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p><u>（注1）「事前避難対象地域」とは、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（以下「南海トラフ地震ガイドライン」という。）に規定する「事前避難対象地域」を指す。当該「事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。」と規定さ</u></p>	<p>(3) <u>業務停止等</u>における対応に関する措置</p> <p>共済団体において、<u>窓口業務停止等</u>の措置を講じた場合、<u>業務停止等</u>を行う<u>事務所等</u>を、<u>掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、関係者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p>Ⅲ－１－４－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、共済団体に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>(1) 事前避難対象地域内に事務所等を置く共済団体の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>① <u>業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、共済団体において、事務所等における業務を停止するとともに、業務停止の措置を講じた旨を関係者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p>② <u>業務停止等を関係者に周知徹底させる方法は、共済団体において、業務停止等を行う事務所等を、掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。</u></p>

改正後	現行
<p>れている（注2、注3）。</p> <p>（注2）「住民事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「住民事前避難対象地域」を指す。当該「住民事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている。</p> <p>（注3）「高齢者等事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「高齢者等事前避難対象地域」を指す。当該「高齢者等事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている（注4）。</p> <p>（注4）「要配慮者」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「要配慮者」を指す。当該「要配慮者」は、同ガイドライン中「用語集」において、「平成25年6月改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。」と規定されている。</p> <p>① 住民事前避難対象地域内の対応</p> <p>ア. 南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、住民事前避難対象地域内において、巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令され次第、業務休止の措置を講じる予定の事務所等については、関係者に対してポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により平時からあらかじめ周知することが望ましい。</p> <p>イ. 業務時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発</p>	<p>③ 休日、業務開始前又は終了後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の共済業務の円滑な遂行の確保を期するため、共済団体において、業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p>④ その他</p> <p>ア. 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、共済団体において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p>イ. 発災後の共済団体の応急措置については、上記Ⅲ-1-4-1「災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。</p>

改正後	現行
<p><u>令された場合には、共済団体において、住民事前避難対象地域内に所在する事務所等における業務を休止するとともに、業務休止の措置を講じた旨を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により関係者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p><u>ウ。休日、業務開始又は終了後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、発災後の共済業務の円滑な遂行の確保を期すため、共済団体において、業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</u></p> <p><u>エ。巨大地震警戒に伴う避難指示が解除された場合には、共済団体において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</u></p> <p><u>オ。発災後の共済団体の応急措置については、事務所等が業務を休止している間を除き、上記Ⅲ－１－４－１（１）・（２）に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>② <u>高齢者等事前避難対象地域内の対応</u></p> <p><u>ア。高齢者等事前避難対象地域内において、業務時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、共済団体が高齢者等事前避難対象地域内に所在する事務所等における業務を休止する場合（注）には、業務の休止・継続の状況を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により関係者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p><u>（注）例えば、事務所における従業員が要配慮者等に該当したり、要配慮者等の避難を補助するため従業員が業務に従事できなくなったりするなど、高齢者等避難の発令により業務継続に必要な体制を確保できない場合などが考えられる。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>イ. 休日、業務開始又は終了後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、共済団体において、事務所等における業務を休止する場合には、当該共済団体が発災後の共済業務の円滑な遂行を確保できると判断するまでは、業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</u></p> <p><u>ウ. 巨大地震警戒に伴う高齢者等避難が解除された場合には、共済団体において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</u></p> <p><u>エ. 発災後の共済団体の応急措置については、事務所等が業務を休止している間を除き、上記Ⅲ-1-4-1(1)・(2)に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p><u>(2) 事前避難対象地域外(南海トラフ地震防災対策推進地域(注)内に限る。以下(2)において同じ。)に事務所等を置く共済団体の巨大地震警戒発表時における対応について</u></p> <p><u>(注)「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」を指す。当該「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と規定されている。</u></p> <p><u>南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、共済団体において、事前避難対象地域内の事務所等が業務休止の措置をとった場合であっても、事前避難対象地域外の事務所等については、居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、原則として平常どおり業務を行うとともに、その旨をポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により関係者に対して周知徹底す</u></p>	<p><u>(2) 事前避難対象地域外に事務所等を置く共済団体の巨大地震警戒発表時における対応について</u></p> <p><u>共済団体において、事前避難対象地域内の事務所等が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった事前避難対象地域外の事務所等については、平常どおり業務を行うよう要請する。</u></p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>るよう要請する。</u></p> <p>Ⅲ－１－８ 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>共済団体による行政庁への申請・届出等及び行政庁から共済団体等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組を進めている。</p> <p><u>本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。</p>	<p>Ⅲ－１－８ 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>共済団体による行政庁への申請・届出等及び行政庁から共済団体等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組を進めている。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。</p>

改正後	現行
<p>Ⅲ－１－９ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p><u>上記Ⅲ－１－８を踏まえ、共済団体等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、電子媒体等を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続きにおいて、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。</u></p> <p>Ⅲ－２－１１ 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（３）業務の適切性の検証</p> <p>不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。</p> <p>なお、検証に当たっては、Ⅲ－４－１（６）「法第 34 条に基づく認可の取消し等」の要因も踏まえたものとする。</p> <p>① 共済団体等に関する不祥事件等届出書の場合</p> <p>ア. 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。</p> <p>イ. 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかの<u>確認・検証</u>及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</p>	<p>（新設）</p> <p>Ⅲ－２－１１ 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（３）業務の適切性の検証</p> <p>不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。</p> <p>なお、検証に当たっては、Ⅲ－４－１（６）「法第 34 条に基づく認可の取消し等」の要因も踏まえたものとする。</p> <p>① 共済団体等に関する不祥事件等届出書の場合</p> <p>ア. 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。</p> <p>イ. 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかの<u>チェック</u>及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</p> <p>ウ. 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への</p>

改正後	現行
<p>ウ. 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。</p> <p>エ. <u>当該事件が共済団体の経営等にどのような影響を与えるか。</u></p> <p>オ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。</p> <p>カ. 共済団体内における、役職員に対する教育・管理・指導は十分か。</p> <p>キ. 当該事件の発覚後の対応が適切か。</p> <p>② 共済募集人に関する不祥事件等届出書の場合</p> <p>ア. <u>共済募集人の教育・管理・指導を担う共済団体に対する検証の着眼点は以下のとおりとする。</u></p> <p>（ア）<u>事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門（共済代理店においては他の事務所等）で生じていないかの確認・検証及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</u></p> <p>（イ）<u>事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。</u></p> <p>（ウ）<u>当該事件が共済団体の経営等にどのような影響を与えるか。</u></p> <p>（エ）<u>内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u></p> <p>（オ）<u>共済団体の共済募集人に対する教育・管理・指導は十分か。</u></p> <p>（カ）<u>当該事件の発覚後の対応が適切か。特に、当該事件と同様又は類似の発生原因により当該共済募集人の取り扱う他の共済契約等に被害が生じている可能性を踏まえた伏在調査が適切に行われているか（共済団体による必要に応じた伏在調査の実施を含む）。</u></p> <p>イ. <u>共済募集人に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする。なお、共済募集人の規模や業務の特性、不祥事件の内容等を踏まえ</u></p>	<p>取組が適時適切に行われているか。</p> <p>エ. <u>当該事件の内容が共済団体の経営等に与える影響はどうか。</u></p> <p>オ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。</p> <p>カ. 共済団体内における、役職員に対する教育・管理・指導は十分か。</p> <p>キ. 当該事件の発覚後の対応が適切か。</p> <p>② 共済募集人に関する不祥事件等届出書の場合</p> <p><u>共済募集人の教育・管理・指導を担う共済団体に対する検証の着眼点は以下のとおりとする。</u></p> <p>ア. <u>事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門（共済代理店においては他の事務所等）で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</u></p> <p>イ. <u>事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。</u></p> <p>ウ. <u>当該事件の内容が共済団体の経営等に与える影響はどうか。</u></p> <p>エ. <u>内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u></p> <p>オ. <u>共済団体の共済募集人に対する教育・管理・指導は十分か。</u></p> <p>カ. <u>当該事件の発覚後の対応が適切か。</u></p>

改正後	現行
<p><u>るものとする。</u></p> <p><u>(ア) 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。また、経営者の責任の明確化が図られているか。</u></p> <p><u>(イ) 事実関係の真相究明、同様の問題が他の事務所等で生じていないかの確認・検証及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</u></p> <p><u>(ウ) 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。特に、発生原因が共済代理店固有の問題である場合は、共済代理店自身において上記取組が適時適切に行われているか。</u></p> <p><u>(エ) 内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u></p> <p><u>(オ) 共済代理店内における、共済募集人に対する教育・管理・指導は十分か。</u></p> <p><u>(カ) 当該事件の発覚後の対応が適切か。特に、当該事件と同様又は類似の発生原因により当該共済代理店の取り扱う他の共済契約等に被害が生じている可能性を踏まえた伏在調査が適切に行われているか。また、必要に応じて関係先への情報共有が適時・適切になされているか。</u></p>	